## ○猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令

(第10条の8第3項)

**改正** 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日 令和 4 年 3 月 15 日

## 処分基準

## 令和4年3月15日作成

法令	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠 条項	第 10 条の 8 第 3 項
処分 の概 要	猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権 者(委 任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項(教習用備付け銃に関する措置命令)、第10条の8第1項から第3項まで(猟銃又は空気銃の保管の委託)
処分   其淮	猟銃等保管業者が、法第10条の8第2項により準用される法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問い 合わ せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室